イ　郵送による受験申込みの場合　令和８年４月13日（月）から５月31日（日）まで簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和８年５月31日（日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑹　試験地変更の取扱い　受験申込書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする者は、令和８年６月12日（金）17時30分までにあらかじめ試験センターへ問い合わせた上、簡易書留郵便にて必要となる書類を試験センターへ提出すること。

7　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから受験申込者に送付する。

8　合格者の発表　合格者の受験番号は、令和８年10月１日（木）に厚生労働省のホームページ及び社会保険労務士試験オフィシャルサイトにおいて公表するほか、10月14日（水）に合格者本人あて合格証書を発送する。また、令和８年10月下旬に合格者の受験番号を官報において公告する。

9　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　身体の障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる場合は、受験の申込みと併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができる。詳細は受験案内に記載する。

⑶　試験の詳細については、受験案内に記載する。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一、事業計画が定められた年月日　令和八年三月六日

二、調査の種類　効率的手法導入推進基本調査

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、実施地域

北海道　足寄町

北海道　池田町

北海道　浦幌町

栃木県　茂木町

鳥取県　米子市

五、実施予定期間

令和八年度

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人佐藤真弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年４月10日　　名古屋法務局

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月10日

昭和税務署長　小川　洋明

届出した者　内田　暁和

事務所等の名称　水谷　　豪

事務所等の所在地　愛知県名古屋市中川区西日置２丁目７―27　２階

責任者の氏名　内田　暁和

証明書の有効期限　令和９年３月２日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告